

iii. 浜老人集会場

老人集会場は、老人福祉の増進を図るために設置されており、うち浜区に設置されたものが浜老人集会場であり、浜区民センターとしての役割も果たしている。昭和 57 年度に設置し、築年数 39 年を経過しており、平成 23 年に大規模改修を行っている。

浜老人集会場は書面調査を実施している。

【図表 63】浜老人集会場の概要

① 施設名称	浜老人集会場							
② 所在地	男里7-29-20							
③ 所管（課）	長寿社会推進課							
④ 総取得費 （千円）	77,129	ア	国庫支出 金（千円）	—	イ	県支出金 （千円）		—
ウ 地方債 （千円）	—	エ	その他 （千円）	—	オ	一般財源 （千円）		—
⑤ 施設用途（大分類）	保健・福祉施設				⑫ 建物棟数	1	棟	
⑥ 施設用途（中分類）	高齢福祉施設				⑬ 運営形態	直営		
⑦ 設置年度	1982				⑭ 指定避難所等	指定		
⑧ 土地（敷地面積）	1,273				㎡	⑮ 複合・併設施設	単独	
⑨ 建物（延床面積）	561				㎡	⑯ 用途地域	準工	
⑩ 借地状況の有無	無				⑰ 建物更新費用	201,960	千円	
⑪ 借家状況の有無	無				⑱ 固定資産評価（建物）	16,249	千円	

（出所：泉南市公共施設カルテ）

浜老人集会場の維持管理の実施状況は、下表のとおりである。

【図表 64】浜老人集会場の維持管理の実施状況

1. 施設の維持管理の実施状況	
施設における日常管理の実施主体	その他 その他の場合の方法：区と委託契約を締結
施設における保守点検実施の有無	①法定点検：実施している ②（法定以外）の日常点検：実施している
日常点検における点検頻度・方法・項目	点検頻度：毎日 点検方法：目視 主な点検項目：外観、設備等
施設（躯体）の劣化診断の実施状況（外壁打診調査、赤外線調査、コンクリート中性化試験等）	実施していない 実施している場合の実施時期：—

（出所：所管課へのアンケート調査結果に基づき監査人が作成）

浜老人集会場を含む保健・福祉施設（高齢者福祉施設）の概要、不動産の登記状況、固定資産台帳及び公有財産台帳への登録状況や今後のあり方の検討状況等の市の管理状況は、「ii. 樽井老人集会場」を参照されたい。

iv. 総合福祉センター

総合福祉センターは、「あいびあ泉南」として泉南市の地域福祉の拠点施設として、また市民が気軽に交流や、いこいの場に利用できる施設として平成9年度に開設され、身体障害者福祉センター（1階）、老人福祉センター（2階）、母子福祉センター（3階）を備えており、他に入浴施設運營業務や貸館業務も行っている。施設の管理は公募により選定された指定管理者が行っている。

築年数は23年であるが、開設当初より雨漏りがあり、平成30年の台風により施設全館の至るところに雨漏りが発生しており、外壁のタイル剥げや塗装剥げ等も発生している。総合福祉センターの不具合の内容は、「⑦その他の発見事項 ii. 老朽化した施設の改修について」を参照されたい。

なお、令和4年度より雨漏り、タイル剥げや不具合の発生している設備機械等に対して全館を対象として大規模改修工事を段階的に行う予定である。

【図表 65】 総合福祉センターの概要

① 施設名称	総合福祉センター							
② 所在地	樽井1-8-47							
③ 所管（課）	長寿社会推進課							
④ 総取得費 （千円）	—	ア	国庫支出 金（千円）	—	イ	県支出金 （千円）		—
ウ 地方債 （千円）	—	エ	その他 （千円）	—	オ	一般財源 （千円）		—
⑤ 施設用途（大分類）	保健・福祉施設				⑫ 建物棟数	1 棟		
⑥ 施設用途（中分類）	その他社会福祉施設				⑬ 運営形態	指定管理（委託）		
⑦ 設置年度	1996				⑭ 指定避難所等	福祉		
⑧ 土地（敷地面積）				10,000 m ²	⑮ 複合・併設施設	単独		
⑨ 建物（延床面積）				8,602 m ²	⑯ 用途地域	一住、二住		
⑩ 借地状況の有無	無				⑰ 建物更新費用	3,096,720	千円	
⑪ 借家状況の有無	無				⑱ 固定資産評価（建物）	1,656,005	千円	

（出所：泉南市公共施設カルテ）

総合福祉センターの維持管理の実施状況や利用状況は、下表のとおりである。

貸館業務も行っているが、コロナ禍により規制を行っている時期があるため利用者数は減少傾向となっている。また比較的規模の大きい施設ではあるが、何の業務にも利用されていないスペースや利用者数が著しく少ないスペースもある。

施設 番号	73	会計 区分	一般会計	泉南市 公共施設カルテ										
1 基本情報														
① 施設名称	浜老人集会場													
② 所在地	男里7-29-20													
③ 所管(課)	長寿社会推進課													
④ 総取得費 (千円)	77,129	ア	国庫支出 金(千円)	—	イ	県支出金 (千円)	—							
ウ 地方債 (千円)	—	エ	その他 (千円)	—	オ	一般財源 (千円)	—							
⑤ 施設用途(大分類)	保健・福祉施設				⑫ 建物棟数	1		棟						
⑥ 施設用途(中分類)	高齢福祉施設				⑬ 運営形態	直営								
⑦ 設置年度	1982				⑭ 指定避難所等	指定								
⑧ 土地(敷地面積)	1,273 m ²				⑮ 複合・併設施設	単独								
⑨ 建物(延床面積)	561 m ²				⑯ 用途地域	準工								
⑩ 借地状況の有無	無				⑰ 建物更新費用	201,960		千円						
⑪ 借家状況の有無	無				⑱ 固定資産評価(建物)	16,249		千円						
2 建物情報(主たる建物) ※施設を構成する建物から延床面積が最大の建物を表示														
① 建物名称・用途	浜老人集会場													
② 建築年月	1982	⑤ 階数(地上・地下)	2	—	階	⑧ 耐震改修	不要							
③ 耐用年数と経過年数	47	39	⑥ 主体構造	RC造		⑨ 大規模改修	2011							
④ 延床面積(m ²)	561		⑦ 耐震診断	不要		⑩ 更新判断時期	A(5年以内)							
3 財務情報														
① R2年度支出額	3,770		千円		支出額は建物の維持・運営に係る光熱水費、委託料(指定管理含む)、役務費、賃借料、修繕費、工事請負費。									
② R元年度支出額	1,405		千円											
③ H30年度支出額	902		千円											
4 施設サービス提供状況														
① 年間開館日数	333	日	付 帯 施 設 等	⑦ 駐車場	10		台							
② R2年度利用者数	6,472	人		⑧ 公共下水道接続の有無	有									
③ R元年度利用者数	10,973	人		⑨ 最寄駅名等	バス 男里浜		4	分						
④ H30年度利用者数	11,871	人												
⑤ 利用者数(対前年度比)②/③	59	%												
⑥ R2年度施設利用率	46	%												
5 備考														
※⑩更新判断時期：建物毎に耐用年数到達10年前を判断時期とする。※耐用年数は棟毎に用途構造に応じて設定。 ・更新判断時期を超過している建物または建築年不明の建物はA(5年以内)とした。判定区分は下記のとおり。 ・A(5年以内に判断)、B(6～10年以内に判断)、C(11～15年以内に判断)、D(16～20年以内に判断)														

昭和55年 6月

5つの願い

- 1 楽しく住めるまち
- 2 楽しく働けるまち
- 3 楽しく学べるまち
- 4 楽しく遊べるまち
- 5 楽しく語合えるまち

世間なん

昭和55年6月号

No. 181

編集 泉南市役所市長公室秘書課
発行 (大阪府泉南市榑井730番地)
電話 泉南局 ③0001 代 下590-05
水道部 ②6551 消防署 ③4383

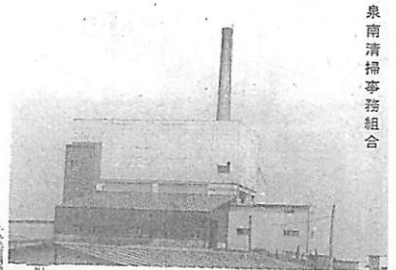


次々と運び込まれるゴミ

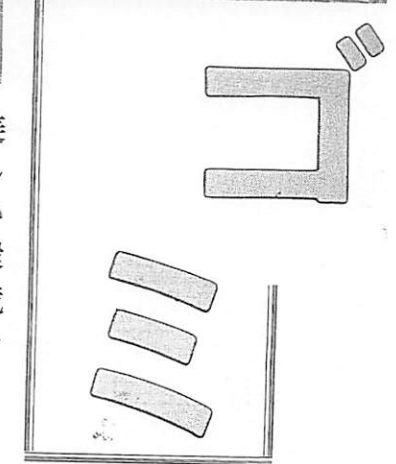
今日、市民生活の向上による消費生活の変化とともに、排出されるゴミも多様化し、また、増加する一方です。
より美しい環境をつくるために、このゴミ問題は本市においても、取り組むべき大きな課題となっています。



市民の皆さんに清潔な日常生活を送っていただき、美しく住みよい環境をつくるために、市では、日として欠かすことのできないゴミの衛生的・能率的な収集に努力していますが、わたしたちの町をわたしたちみんなできれいにするために、次のことに注意ください。
▽ゴミは、収集作業のしやすきように袋に入れて決められた場所に、収集当日の朝お出しください。



泉南清掃事務組合



美しい環境を わたしたちの手で

ゴミの分別収集 にご協力を

毎日、私たちの日常生活からたくさんのごみが出て、ゴミ収集車は一日として欠かすことができません。そのゴミを収集・処理するに分別収集を実施して、経費を削減することなどが主目的です。

現在、粗大ゴミ等の収集については、左記の日程で行なっていますが、収集する粗大ゴミは木製家具、電

▽ゴミ収集車の進入路など、化学製品、自転車、あきびん、に、違法駐車をしていない。きかん等、一般家庭から排出したものに限りません。収集作業にご協力ください。

①ゴミの出し方
五つのポイント
①ゴミを収集する人の安全性を考えて、(ガラスの破片、竹くしでケガをします)。
②台所の生ゴミの水切りを十分に、(袋から汚水がもれ、臭気と汚れて他人に迷惑をかけます)。
③ゴミを出す時はルールどおりに、(あまり早く出すと大箱に破れ道路がよくなります)。
④燃やせるゴミ、燃やせないゴミはきちんと分別して、(燃やせるゴミに約三分の二、燃やせないゴミが混入していません)。
⑤捨てる前に、もういちど再利用を考えると、ゴミも大切な資源です。最後まで考えましょう。

ゴミの処理経費 年ごとに増える

現状では、排出されるゴミの量が増加する一方で、これに伴う処理経費も年々かさね、清掃行政は増々苦しくなっています。そこでまず第一に考えてみたいことは、ゴミの量を減らすことです。
▽使い捨てをやめ、物を有効に使いましょ。
※ゴミについての問い合わせは泉南清掃事務組合まで。
☎ ③ 五八七五〇六

粗大ゴミ収集日程表		収集地域	
日	月	地域	収集
6月	2日	国田町・なごき町・シヤルム・国田町・北野・中小路・陸	収集
3日	4日	大田代二丁目・東和・下村・中村	収集
5日	6日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
7日	8日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
9日	10日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
11日	12日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
13日	14日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
15日	16日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
17日	18日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
19日	20日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
21日	22日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
23日	24日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
25日	26日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
27日	28日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集
29日	30日	市役所・市立・市立・市立・市立	収集

公民館図書を貸出します

母と子の公民館活動として図書の貸出しを行います。

■場 所 新築公民館
■期 間 昭和56年3月30日まで
■日 時 毎週火・金曜日 午後2時～4時30分

※都合により変更するときもあります。変更のときは図書室前に掲示します。

自然の中で 体をきたえよう

市立青少年の森 7月1日～8月31日

山と谷、緑いっぱいの自然をそのまま生かした「市立青少年の森」で、おもいきり自然を満喫してみませんか。

申込み問合せは、教育委員会社会教育課まで。 ☎ ③ 〇〇〇1 内線227

小児マヒ生ワクチン

受けましょう

小児マヒ生ワクチン接種を実施します。身体の不調に気がつけ、健康な時に参加してください。

※なお、このワクチンを受ける人は、問もなく、扁桃腺の腫れなどの外科的手術はしないでください。

（接種会場）

母子手帳を忘れた時は、受けに行くことができませんので、必ず持参してください。

※生ワクチン接種後は、接種後24時間は、接種部位を清潔に保ち、接種部位を強くこすらないでください。

※接種後は、接種後24時間は、接種部位を清潔に保ち、接種部位を強くこすらないでください。

昭和五十四年七月一日生から昭和五十五年六月三十日までの人

なお、法の改正により四歳までの人で、まだ一回ワクチンを受けていない人は、母子手帳を持って会場へ来て下さい。

（このワクチンの接種を受ける人）

▽接種日：風邪・下痢・その他の病気に罹っていない人及び身体が弱っていない人

▽アレルギー体質の人

▽BCG、その他のワクチン接種後、一か月以上たっていない人（ジフテリア、百日咳、破傷風三種混合ワクチンの場合は二週間以上）

▽当市に住民登録のない人

市では次のとおり職員を募集します。

（事務職員）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（大学卒）

資格：学校

教育法による

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

（技術職員）

卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

昭和五十六年三月に卒業した者又は昭和五十六年三月に卒業する見込みの者（資格取得）

人 の う ぎ

(7月末日現在)

男	53,643人 (+133)
女	26,100人 (+60)
人口	27,543人 (+73)
世帯主	16,119世帯 (+18)
面積	44.49km ²

愛の献血に協力を！

移動献血車がやってきます。

この機会にあなたの善意を献血してください。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。



この気持ちを忘れないで

泉南市子ども会協議会では泉南青年会議所の協力をえて、毎月第一日曜日に各地区で街の美化運動に取り組んでいます。この日も砂山公園団地子ども会が地区の清掃をしていました。日頃はソフトボールや花火など、楽しい活動に力を入れておられることもありますが、この日は真剣に社会奉仕活動に励んでいました。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

戦没者等の遺族の方へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(五十二年改正法)を受ける権利は、来た九月三十日に時効により消滅します。次の①、②のいずれかに該当する遺族の方で請求がまだの方は、至急請求書を提出してください。

① 満州事変間の公務死亡の軍人遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

② 戦没者(戦没者)の遺族で、昭和五十四年四月一日現在、公務扶助料等を受給権がない場合。

教員募集

立幼幼稚園の教員を募集します。

（日時）

昭和五十五年九月二十一日から

昭和五十五年十月二日

（場所）

泉南市立信達中学校

（書類交付）

昭和五十五年九月二十一日から

昭和五十五年十月二日

（面接）

昭和五十五年十月二日

（書類交付）

昭和五十五年九月二十一日から

昭和五十五年十月二日

指導者募集

ボーイスカウトカブスカウト

資格 18歳以上の男子及び16歳以上の女子

泉南市在住の人

日本ボーイスカウト泉南地区

泉南第二団育成委員会 ☎ 4630

納税相談コーナー

（泉南本部）

わたしの娘が昨年十一月に会社を退職しましたが、すぐに市府民税の納税通知書が送られてきました。どうしてなのでしょう。

また、その後無職で所得がないのに、今年度五十五年度の市府民税が課税されております。教えてください。

市府民税の課税が？

が給料から市府民税を天引きして、市へ納める方法を教えてください。（それは毎年一度の税額を六月、翌年五月に均等分割し、給料から天引きする。）

退職後にも

あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。

退職後にも

あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。あなたが退職されたのは、十一月の所得に対して課税されるのです。

犬の登録と予防注射

昭和五十五年第二回狂犬病予防注射日程表

（犬が死んだ時）

犬が死んだ時は必ず市役所に届け出て火葬許可書を受け取ってください。

（犬を飼っている人）

犬を飼っている人は、必ず犬の登録と予防注射を受け取ってください。

新鋭レンジー

消防署では、近年の建築物高層化に伴い、これらの災害に備えるため、レンジー隊員による救助訓練を、連日実施しています。

（犬が死んだ時）

犬が死んだ時は必ず市役所に届け出て火葬許可書を受け取ってください。

（犬を飼っている人）

犬を飼っている人は、必ず犬の登録と予防注射を受け取ってください。

消費生活相談員

市では、下記の人を消費生活相談員に委嘱し、市役所一階市民相談室において、毎月第三火曜日午後一時から午後三時まで消費生活上の苦情相談の処理にあたります。

▽立川 昭江 ☎ 三三〇九

▽窪井 幸子 ☎ 五八四

▽信達 市一 ☎ 一六三三七

▽信達 市一 ☎ 一六三三七

消費生活相談員

市では、下記の人を消費生活相談員に委嘱し、市役所一階市民相談室において、毎月第三火曜日午後一時から午後三時まで消費生活上の苦情相談の処理にあたります。

▽立川 昭江 ☎ 三三〇九

▽窪井 幸子 ☎ 五八四

▽信達 市一 ☎ 一六三三七

▽信達 市一 ☎ 一六三三七

昭和55年度第2回狂犬病予防注射日程表

月日	場所	時間
10月27日(月)	信達公民館	14:10-15:10
10月27日(月)	信達公民館	15:10-16:10
10月27日(月)	信達公民館	16:10-17:10
10月27日(月)	信達公民館	17:10-18:10
10月27日(月)	信達公民館	18:10-19:10
10月27日(月)	信達公民館	19:10-20:10
10月27日(月)	信達公民館	20:10-21:10
10月27日(月)	信達公民館	21:10-22:10
10月27日(月)	信達公民館	22:10-23:10
10月27日(月)	信達公民館	23:10-24:10
10月27日(月)	信達公民館	24:10-25:10
10月27日(月)	信達公民館	25:10-26:10
10月27日(月)	信達公民館	26:10-27:10
10月27日(月)	信達公民館	27:10-28:10
10月27日(月)	信達公民館	28:10-29:10
10月27日(月)	信達公民館	29:10-30:10
10月27日(月)	信達公民館	30:10-31:10
10月27日(月)	信達公民館	31:10-32:10
10月27日(月)	信達公民館	32:10-33:10
10月27日(月)	信達公民館	33:10-34:10
10月27日(月)	信達公民館	34:10-35:10
10月27日(月)	信達公民館	35:10-36:10
10月27日(月)	信達公民館	36:10-37:10
10月27日(月)	信達公民館	37:10-38:10
10月27日(月)	信達公民館	38:10-39:10
10月27日(月)	信達公民館	39:10-40:10
10月27日(月)	信達公民館	40:10-41:10
10月27日(月)	信達公民館	41:10-42:10
10月27日(月)	信達公民館	42:10-43:10
10月27日(月)	信達公民館	43:10-44:10
10月27日(月)	信達公民館	44:10-45:10
10月27日(月)	信達公民館	45:10-46:10
10月27日(月)	信達公民館	46:10-47:10
10月27日(月)	信達公民館	47:10-48:10
10月27日(月)	信達公民館	48:10-49:10
10月27日(月)	信達公民館	49:10-50:10
10月27日(月)	信達公民館	50:10-51:10
10月27日(月)	信達公民館	51:10-52:10
10月27日(月)	信達公民館	52:10-53:10
10月27日(月)	信達公民館	53:10-54:10
10月27日(月)	信達公民館	54:10-55:10
10月27日(月)	信達公民館	55:10-56:10
10月27日(月)	信達公民館	56:10-57:10
10月27日(月)	信達公民館	57:10-58:10
10月27日(月)	信達公民館	58:10-59:10
10月27日(月)	信達公民館	59:10-60:10
10月27日(月)	信達公民館	60:10-61:10
10月27日(月)	信達公民館	61:10-62:10
10月27日(月)	信達公民館	62:10-63:10
10月27日(月)	信達公民館	63:10-64:10
10月27日(月)	信達公民館	64:10-65:10
10月27日(月)	信達公民館	65:10-66:10
10月27日(月)	信達公民館	66:10-67:10
10月27日(月)	信達公民館	67:10-68:10
10月27日(月)	信達公民館	68:10-69:10
10月27日(月)	信達公民館	69:10-70:10
10月27日(月)	信達公民館	70:10-71:10
10月27日(月)	信達公民館	71:10-72:10
10月27日(月)	信達公民館	72:10-73:10
10月27日(月)	信達公民館	73:10-74:10
10月27日(月)	信達公民館	74:10-75:10
10月27日(月)	信達公民館	75:10-76:10
10月27日(月)	信達公民館	76:10-77:10
10月27日(月)	信達公民館	77:10-78:10
10月27日(月)	信達公民館	78:10-79:10
10月27日(月)	信達公民館	79:10-80:10
10月27日(月)	信達公民館	80:10-81:10
10月27日(月)	信達公民館	81:10-82:10
10月27日(月)	信達公民館	82:10-83:10
10月27日(月)	信達公民館	83:10-84:10
10月27日(月)	信達公民館	84:10-85:10
10月27日(月)	信達公民館	85:10-86:10
10月27日(月)	信達公民館	86:10-87:10
10月27日(月)	信達公民館	87:10-88:10
10月27日(月)	信達公民館	88:10-89:10
10月27日(月)	信達公民館	89:10-90:10
10月27日(月)	信達公民館	90:10-91:10
10月27日(月)	信達公民館	91:10-92:10
10月27日(月)	信達公民館	92:10-93:10
10月27日(月)	信達公民館	93:10-94:10
10月27日(月)	信達公民館	94:10-95:10
10月27日(月)	信達公民館	95:10-96:10
10月27日(月)	信達公民館	96:10-97:10
10月27日(月)	信達公民館	97:10-98:10
10月27日(月)	信達公民館	98:10-99:10
10月27日(月)	信達公民館	99:10-100:10

—五つの願い—

☆ 楽しく住めるまち
☆ 楽しく働けるまち
☆ 楽しく学べるまち
☆ 楽しく遊べるまち
☆ 楽しく語り合えるまち

世間

昭和56年3月号

No. 188

編集 泉南市役所市長公室秘書課
発行 (大阪府泉南市榑井730番地)
電話 泉南局 ③ 0001 ㊦ 590-05
水道部 ② 6551 消防署 ③ 4383

あなたのまわりに

こんな施設が

わがまちの財産を
有効に利用しよう

市では、住んでよかった泉南市の、実現をめざし、市民の皆さん方の日常生活に必要な施設の充実を計画的に進めています。そこで今月は、市内のごくこんな施設があるのかを知っていただくために、市内の施設を紹介しました。教養、レクリエーションの場としてご利用いただき、災害時の避難場所としても役立ててください。



④ 市民体育館



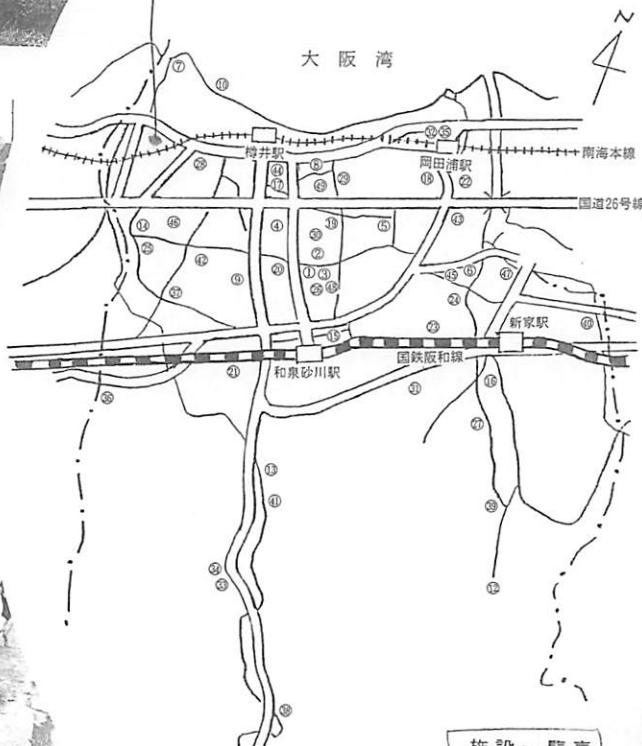
⑥ 双子川浄苑



⑦ 泉南消防事務組合

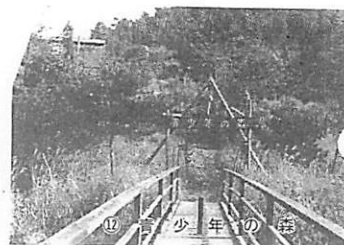


⑩ 榑井海水浴場



施設一覧表

施設名	所在地	電話番号
① 泉南市役所	榑井七三〇	〇〇〇一
② 水道庁舎	榑井七三七	六五五一
③ 市民体育館	榑井七三二	〇〇〇〇
④ 給食センター	榑井八三五	一〇〇〇
⑤ 双子川浄苑	榑井八三二	二二八七
⑥ 青年センター	榑井大田代一五七	三三三三
⑦ 泉南消防事務組合	榑井一四九〇一	五八七五
⑧ 市営プール	榑井一四九〇一	五八七五
⑨ 榑井海水浴場	榑井七四〇一	四一八〇
⑩ 榑井公園	榑井七四〇一	二〇九七
⑪ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑫ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑬ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑭ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑮ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑯ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑰ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑱ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑲ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
⑳ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉑ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉒ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉓ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉔ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉕ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉖ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉗ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉘ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉙ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉚ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉛ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉜ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉝ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉞ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㉟ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊱ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊲ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊳ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊴ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊵ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊶ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊷ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊸ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊹ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊺ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊻ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊼ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊽ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊾ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七
㊿ 榑井公民館	榑井六四四一三	二〇九七



⑪ 青少年の森



⑬ 六尾川浄水場

市の木・市の花が決まる

市の木 くすのき 市の花 梅



くすのき



梅

市民のみなさんのご応募の結果、市の木、市の花が次のように決まりました。古い歴史と伝統をもつ本市にゆかりの深い「くすのき」。「梅」は、市を象徴するにふさわしく、今後も市民のみなさんとともに、育てあげていきたいと思ひます。

公民館作品芸能発表会

楽しい作品や催しがいっぱい 3月21日～22日

公民館活動に参加しているみなさんによる発表会です。お気軽にお立ちください。

日時 3月21日～22日 午前10時～午後5時
場所 第1会場 榑井公民館
第2会場 榑井老人集会所(午前11時30分～午後4時) 22日のみ
作品 書道、絵画、華道、短歌、陶芸など
芸能 琴、尺八、詩吟、コーラス、民謡など



地方税法が改正されました

個人住民税では、所得の金額が一定以下である者に、昭和56年度限りの措置として、所得の金額が「2万円」に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下である者については所得割を非課税とする。

(3)個人市(府)民税の所得割の非課税措置
昭和56年度限りの措置として、所得の金額が「2万円」に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下である者については所得割を非課税とする。

(4)控除対象配偶者(三万円)のうち年齢七〇歳以上の者(障害者を除く)については老人配偶者控除(三万円)を適用する。

(5)法人市民税の均等割の税率の適用区分の改正
資本の金額又は出資金額に資本積立金を加える。

【固定資産税】
新築住宅に係る固定資産税の減額措置の床面積要件の改正
新築住宅に対する固定資産税については新築後三年間(中高層火災建築物にあっては五年間)二分の一相当額を減額することとされているが、この減額措置の適用を受ける住宅は、居住部分の割合及び価格が一定の要件に該当するほか人の居住の用に供する部分

市の木・市の花



梅



くすのき



シックで上品な時計塔です

泉南中央ライオンズクラブ(浅野哲夫会長)は創立15周年記念事業の一環として、時計塔を市へ寄贈されました。市役所玄関前に建った時計塔は、高さ2・4mの黒みかげ石で作られたおちつきのあるみことなものです。シンプルなデザインのこの時計は、これから市民のみなさん正確な時を告げてくれることでしょう。



納税通知書(納付書)にも印刷されていますが、次の金融機関の各支店でも納めることができますので、ご利用ください。

銀行・住友・泉州・大和・協和・紀陽・三和・住友

人口	54,345人(+153)
男	26,495人(+75)
女	27,850人(+78)
世帯数	16,278世帯(+47)
面積	44.49km ²

【特別土地保有税】
住宅にあっては三〇㎡未満の住宅については昭和56年一月一日まで新築された住宅に限り、従前のとおり減額措置が適用されます。

【軽自動車税】
軽自動車税の月割課税制度の廃止
【特別土地保有税】
住宅にあっては三〇㎡未満の住宅については昭和56年一月一日まで新築された住宅に限り、従前のとおり減額措置が適用されます。

相談教室

市役所1階市民相談室
毎日の執務時間中

法律相談 市役所1階市民相談室
毎月第1月曜日(当日が休日の場合は第2週目)
午後1時～3時

人権・行政相談 梅井公民館
毎月第3日曜日 午後1時～3時

消費者相談 市役所1階市民相談室
毎月第3火曜日 午前9時30分～12時

児童相談 市役所1階市民相談室
毎月第1・3木曜日 午前10時～12時

母子相談 市役所1階市民相談室
毎日の執務時間中

精神薄弱者相談 市役所1階市民相談室
毎月第2・4金曜日 午前10時～12時

交通事故相談 市役所1階市民相談室
毎月第2・4水曜日 午前10時～午後3時

心配ごと相談 梅井老人集會場
毎週木曜日 午前9時～正午 ☎ 1027

スポーツ相談 市民体育館
毎月第1日曜日 午前9時～11時 ☎ 1000

テレホンサービス ☎ 4111
市の行事案内をいつでもお聞きいただけます。

離乳食講習会

固定資産税第1期分出張徴収表

6月1日(日) 市民館 岡橋馬場 中央老人集會場 大苗代老人集會場(大苗代区民集會場) 市場青年公民館 信達公民館	6月4日(水) 岡橋馬場 中央老人集會場 大苗代老人集會場 砂金寺老人集會場 川崎老人集會場 新野老人集會場 高野老人集會場 新高野老人集會場	6月5日(木) 岡橋馬場 中央老人集會場 大苗代老人集會場 砂金寺老人集會場 川崎老人集會場 新野老人集會場 高野老人集會場 新高野老人集會場	6月8日(日) 岡橋馬場 中央老人集會場 大苗代老人集會場 砂金寺老人集會場 川崎老人集會場 新野老人集會場 高野老人集會場 新高野老人集會場
---	---	---	---

※市税の納付は便利な口座振替制度をご利用ください。

早期納税にご協力を

五月十六日から六月十日まで、固定資産税(都市計画税)第一期分の納税です。

「任んでよかった泉南市」表現のため、早期納税にぜひご協力ください。

【納付場所】
納税通知書(納付書)にも印刷されていますが、次の金融機関の各支店でも納めることができますので、ご利用ください。

銀行・住友・泉州・大和・協和・紀陽・三和・住友

国民年金 保険料改正

昭和五十六年四月一日より、国民年金保険料が次のように改正されました。

〇一月分
国民年金保険料 三千七百七十円・四千五百円
〇附加年金加入者は 四千七百七十円・四千九百円

【無金期別の変更について】
免除を受けた期間について
免除を受けた期間は、将来の老齢年金は保険料を納めた場合の三分の一になります。

【保険料を納められない方】
国民年金に加入している人は、当然保険料を納めるべきですが、収入が少なく生活が苦しいなどの理由で納付が困難な人は、市町村を経由して知事に申請し一定の基準を満たせば、保険料の免除を受けることができます。ただし任意で加入している人は除かれます。

〇附加年金加入者は 四千七百七十円・四千九百円

【無金期別の変更について】
免除を受けた期間について
免除を受けた期間は、将来の老齢年金は保険料を納めた場合の三分の一になります。

自動車庫巡回予定表

巡回日	巡回時間	巡回場所
5月19日(日)	19:00～20:00	信達公民館
5月20日(月)	19:00～20:00	砂金寺老人集會場
5月21日(火)	19:00～20:00	川崎老人集會場
5月22日(水)	19:00～20:00	新野老人集會場
5月23日(木)	19:00～20:00	高野老人集會場
5月24日(金)	19:00～20:00	新高野老人集會場
5月25日(土)	19:00～20:00	岡橋馬場
5月26日(日)	19:00～20:00	中央老人集會場
5月27日(月)	19:00～20:00	大苗代老人集會場
5月28日(火)	19:00～20:00	砂金寺老人集會場
5月29日(水)	19:00～20:00	川崎老人集會場
5月30日(木)	19:00～20:00	新野老人集會場
5月31日(金)	19:00～20:00	高野老人集會場
6月1日(土)	19:00～20:00	新高野老人集會場
6月2日(日)	19:00～20:00	岡橋馬場
6月3日(月)	19:00～20:00	中央老人集會場
6月4日(火)	19:00～20:00	大苗代老人集會場
6月5日(水)	19:00～20:00	砂金寺老人集會場
6月6日(木)	19:00～20:00	川崎老人集會場
6月7日(金)	19:00～20:00	新野老人集會場
6月8日(土)	19:00～20:00	高野老人集會場
6月9日(日)	19:00～20:00	新高野老人集會場
6月10日(月)	19:00～20:00	岡橋馬場

妊婦学級

場所	期日	時間
信達公民館	奇数月第4木曜日	午後1時30分から
尾崎保健所	偶数月第4木曜日	午後1時から

乳幼児健康診断

場所	期日	時間
信達公民館	偶数月第2・3月曜日	午後1時から
尾崎保健所	奇数月第2・3月曜日	午後1時から

昭和56年度 保健栄養学級講座生募集

家族の健康管理の中心である主婦のみなさん、保健所では健康増進の3つの柱のうち特に栄養知識の普及を目的に保健栄養学級を開催いたします。ふるってご参加下さい。

月	日	時間	内容
5/12	(日)	13:30～15:00	開講式 保健所の仕事 食事 映画 栄養の基礎知識
5/20	(日)	13:30～15:00	検診 年代別食生活の注意点 偏食と肥満について
5/25	(金)	13:30～15:00	貧血予防の食事について 貧血予防の献立 (調理実習)
6/2	(日)	13:30～15:00	台所と食品の衛生について 家庭における健康増進について

講師の都合により多少の変更もあります。

〇場所 尾崎保健所2階講堂
〇日程・内容 下表のとおり
〇受講料 無料
〇申し込み ハガキ又は電話で下記まで。ただし定員50名になり次第メ切りです。

〒599-02 泉南郡阪南町下出21-1 大阪府尾崎保健所 保健栄養学級係 ☎0724-71-6001

くわしくはお電話でお問い合わせ下さい

ゴミは 収集日当日に 必ず出しましょう



市民ぐるみで 差別をなくす 町づくり

市内における小売商業店舗の出店にあたり、消費者の利益の保護及び生活環境の整備に配慮しつつ、周辺小売業者の事業活動の機会を適正に確保し、小売商業者相互間の紛争を未然に防止して、円滑な商業の振興に資するを目的に、泉南市小売商業店舗出店指導要綱が制定されました。

主な内容は次のとおりです。

●適用範囲
一つの建物であつて、

●他市長が特に必要と認めた小売商業店舗について適用され、

●出店事業者の届出
出店事業者は、小売商業店舗を新設し、又は増改築しようとするときは、小売商業店舗出店計画届出書により、市長に届出なければならず、市長は、小売商業店舗出店計画届出書に基き、

●小売商業店舗の用に供する建築物が、都市計画法第二十九条の規定による開発許可を受けなければならない場合及び泉南市開発指導要綱第四条の

●施行年月日

●出書
届出すること。

- (1) 店舗施設計画の概要
- (2) 営業事業者の概要
- (3) 出店事業者の概要
- (4) 法人にあつては登記簿謄本及び定款
- (5) 株式会社の株主名簿
- (6) 店舗設定の説明
- (7) 地元小売業者との共存
- (8) 周辺交通対策
- (9) 消費者対策

00その他市長が特に必要と認める事項